

奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第九号

奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例（昭和五十九年十二月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「第四号まで」の下に「及び第六号」を加える。

附則

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。